

京 都 大 学 環 境 ・ 安 全 ・ 衛 生 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
京都大学環境・安全・衛生委員会規程	京都大学環境安全保健委員会規程
<p>第1条 京都大学に、<u>環境・安全・衛生委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>安全管理担当の理事</u>（以下「担当理事」という。）及び<u>人事担当の理事</u></p> <p>(2) <u>厚生補導担当の副学長</u></p> <p>(3) <u>環境安全保健機構長</u></p> <p>(4) <u>保健管理センター所長</u></p> <p>(5) <u>総括安全衛生管理者</u></p> <p>(6) <u>部局の安全衛生管理担当者</u> 若干名</p> <p>(7) <u>総務部長、環境安全衛生部長及び学生部長</u></p> <p>(8) <u>その他担当理事が必要と認める者</u> 若干名</p> <p>2 前項第6号及び第8号の委員は、<u>担当理事</u>が委嘱する。</p> <p>3 第1項第6号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は<u>担当理事</u>を、副委員長は<u>環境安全保健機構長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>第5条 （略）</p> <p>第6条 委員会に必要なに応じて小委員会を置くことができる。</p> <p>2 小委員会には、必要なに応じて第3条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。</p> <p>3 小委員会の委員は、<u>担当理事</u>が委嘱する。</p> <p>4 小委員会に委員長を置き、第3条第1項の委員のうちから<u>担当理事</u>が指名する。</p> <p>第7条 （略）</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>環境安全衛生部環境安全衛生課</u>において処理する。 （後 略）</p>	<p>第1条 京都大学に、<u>環境安全保健委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第2条 } 第3条 } （同 左）</p> <p>(1) <u>人事担当の理事</u></p> <p>(2) <u>学生担当の理事</u></p> <p>(3) <u>環境安全保健機構長</u>（以下「機構長」という。）</p> <p>(4) <u>環境安全保健機構副機構長</u></p> <p>(5) <u>研究科長</u> 若干名</p> <p>(6) <u>研究所長</u> 若干名</p> <p>(7) <u>医学部附属病院長</u></p> <p>(8) <u>環境安全保健機構各部門長</u></p> <p>(9) <u>総務部長、施設部長及び学務部長</u></p> <p>(10) <u>その他機構長が必要と認める者</u> 若干名</p> <p>2 前項第5号、第6号及び第10号の委員は、<u>機構長</u>が委嘱する。</p> <p>3 第1項第5号、第6号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条 （同 左）</p> <p>2 委員長は<u>機構長</u>をもって充て、副委員長は<u>委員の互選</u>によって定める。</p> <p>3 } 4 } （同 左）</p> <p>第5条 } 第6条 } （同 左）</p> <p>2 } 3 } 4 } 第7条 } （同 左）</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>施設部環境安全保健課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 京都大学保健衛生委員会規程（昭和49年達示第21号）は、廃止する。</p>